

件名	教職員の懲戒処分について
受付日	令和4年6月15日
ご意見・ご提案の概要	教職員の懲戒処分（令和4年6月14日）において、被処分者に「教頭A（令和3年度は教諭）」がいるが、このような不祥事を起こした人物が教頭に昇進するのはありえないのではないかと懸念を述べられています。
県の考え方	<p>皆様の信頼を裏切る行為がなされたこと、大変申し訳ありませんでした。</p> <p>ご指摘の者については、管理職選考を受け教頭昇任後に、今回の非行が明らかになりました。本人に対して懲戒処分をするとともに、併せて、厳しく指導をし、猛省を求めたところです。今後の勤務を厳しく監督し、児童生徒や保護者、地域の方々の信頼を取り戻すよう指導を継続してまいります。</p> <p>なお、このことを受け、今後の管理職選考試験に際しては、処分に該当するような行為をしていないかを自己申告させる等の対策を講じるなどの改善を図ってまいります。</p>
担当課	教育委員会 教職員課